

平成19年（行ツ）第310号
平成19年（行ヒ）第339号

決 定

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年（行コ）第23号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成19年7月31日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年3月27日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	医療法人社団根岸病院
被上告人兼相手方	国
同 参 加 人	根岸病院労働組合

平成19年（行ツ）第311号

平成19年（行ヒ）第340号

決 定

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年（行コ）第23号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成19年7月31日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年3月27日

最高裁判所第一小法廷

上告人兼申立人

根岸病院労働組合

被上告人兼相手方

国

同 参 加 人

医療法人社団根岸病院